平成２５年（フ）第１６７号
堺市堺区向陵東町１丁６番10号　みくにマンション205号
債務者　大迫美智江
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１５号
堺市中区福田402番地１　ブルーメ・ヴァレ201号、前住所大阪府東大阪市池島町３丁目３番47号　パルエミール201号
債務者　有冨　靖宏
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
北海道伊達市館山下町２番地64　イーストハイツＤ号室
債務者　若狭　洋平
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
神奈川県小田原市国府津2407番地の３　サニーコーポラス201号
債務者　大田ジェンこと　ＯＴＡ　ＡＫＳＯＲ　ＮＳＵＤＡ
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０９号
神奈川県平塚市入野144番地　ローズハウスＢ―101
債務者　長谷川　真
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３０号
神奈川県秦野市南矢名1308番地の１
債務者　滝沢ひと美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４５号
神奈川県平塚市東真土２丁目17番27号　高梨ビル202号
債務者　近藤記代美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６９号
新潟市東区粟山４丁目13番16号
債務者　永島　勇一
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２号
新潟市秋葉区田家2354番地１
債務者　石井　正義
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８号
新潟市東区桃山町１丁目110番地１　市営住宅Ｂ棟35号、前住所新潟市西区小針１丁目36番１号　フラッツＳ＆Ｙ　B101
債務者　岩津てる美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
新潟市東区末広町８番８号　ロジュマン泉Ａ202、前住所新潟市東区藤見町１丁目20番１号
債務者　関口　久子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
新潟県阿賀野市福井549番地
債務者　秋葉　幸江
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７２０号
大阪府貝塚市橋本54岸本ビル303号、住民票上の住所大阪府貝塚市地蔵堂148番地２
債務者　奥野　幸雄
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
大阪府貝塚市海塚106番地、住民票上の住所滋賀県草津市西大路町５番10―906号ユニハイム草津フレッシア
債務者　尭部　益美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目８番12―406号
債務者　中井　啓子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
大阪府岸和田市土生町4060番地エスポワール清光202号、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目６番47―505号
債務者　森田　　進
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
大阪府阪南市尾崎町７丁目１番１―503号
債務者　井手上信孝
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係